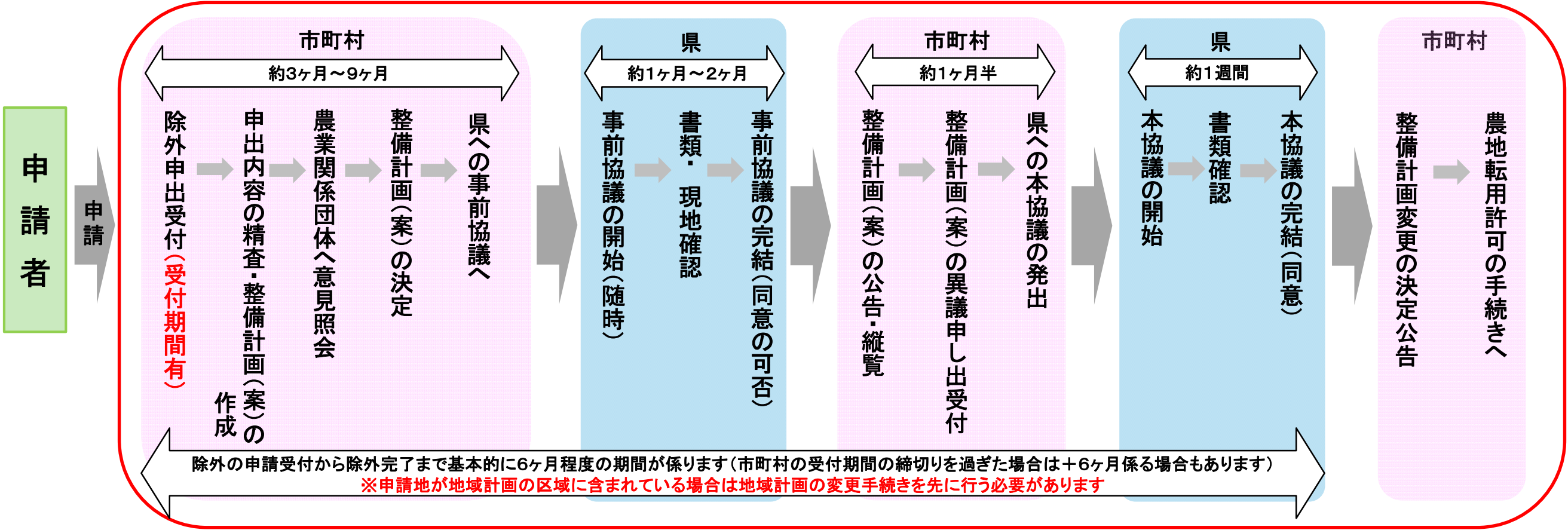


農用地区域からの除外手続きについて(事務手続きの流れ)



申請に必要な主な書類

○市町村によって、申請に必要な書類が異なる場合がありますので、事前に市町村の窓口でご相談下さい。

- ①事業計画書：申請に係る土地をどのような目的で利用を行うのか等を記載して下さい
※除外後に非農地証明予定のもの及び軽微変更で転用許可不要のものは省略が可能です
- ②登記簿・公図：申請に係る土地の登記簿及び公図
※原本でなく写しでも可能です（登記簿写しでなくインターネットで取得した登記情報、公図でも可能です）
未相続の土地については、申請者が相続予定者であることが確認出来る書類を添付して下さい
（除外後に農地法第4条又は第5条の転用申請を行わないものは省略が可能です）
- ③土地利用計画図：申請に係る土地をどのように利用するのかの図面を作成して下さい
※非農地証明目的の申請の場合、除外後に農地法第4条又は第5条の申請を行わないものは省略が可能です
- ④地積測量図・位置特定図等：一筆の内の一部について土地利用の変更を行う場合は、その箇所を特定したものを添付して下さい
（除外後に農地法第4条又は第5条の転用申請を行わないものは省略が可能です）
※一筆のうち一部を農地法第4条に係る転用を行う場合及び一部軽微変更する場合等は位置特定図及び求積表で可能です
一筆のうち一部を農地法第5条に係る転用を行う場合は登記可能な地積測量図及び求積表が必要となります

□市町村によっては受付期間(上期分、下期分など)がある場合がありますので、事前に市町村の窓口でご確認下さい。